

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道使用料金減免事業（R7補正・物価高騰対策）	①物価高騰の影響を受ける消費者、事業者への支援とともに、市内経済の循環及び活性化を図ることを目的とする。 ②水道使用料の減免に係る経費 ③水道使用料（基本料金）4ヶ月分（5～8月） 60,000,000円 事務費（消耗品費、システム改修） 800,000円 合計 60,800,000円 （うちCその他：一般財源 800,000円） ④対象者＝水道使用者（市民、事業者）※公共施設を除く	R8.4	R8.9
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	非課税世帯支援給付金（R7補正・物価高騰対策）	①物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯の支援を行うことを目的とする。 ②住民税非課税世帯への給付金の支給に係る経費 ③住民税非課税世帯1世帯につき10,000×3,500世帯＝35,000,000円 支給事務費 9,958,000円 合計 44,958,000円 （うちCその他：一般財源 958,000円） ④対象者＝市民（非課税世帯） ○現金給付とした理由 ・対象は、物価高騰の影響や地域内の生活環境等を考慮し、特に負担感の強い非課税世帯を対象とする。 ・地域の店舗の種別や配置、決済方法等を考慮した場合、より選択肢が広く、早期に給付を実施できることを考慮して高い効果が見込まれる現金給付を選択した。	R8.4	R8.11
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	小中学校管理事業（R7補正、エネルギー価格高騰対策）	①学校施設等（小中学校・給食センター）に係るエネルギー価格上昇分の経費負担に交付金を充当しその軽減を図ることにより、学校運営及び給食提供体制への影響を抑制し、安定的な教育環境及び学校給食の継続的な提供を確保する。 ②各施設光熱水費（電気料） ③年間平均電気料単価差額（R3⇔R7）×R8使用量（kwh）見込み 小学校 @11.0×485,000kwh＝5,335,000円 中学校 @10.8×204,000kwh＝2,203,200円 給食センター @10.7×287,000kwh＝3,070,900円 計 10,609,100円 （うちCその他：一般財源 609,100円） ④対象者＝小学校7校、中学校1校、学校給食センター	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食管理運営（生徒賄材料生活支援）事業（R7補正・物価高騰対策）	①物価高騰により保護者が負担している学校給食費の増額改定相当分に交付金を充当することにより、保護者負担を軽減するとともに、児童生徒に質と量を確保した給食を提供することを目的とする。 ②賄材料費のうち、物価上昇の影響を受けた部分への交付金充当 ③（一食単価@381－生徒負担@310＝71円 生徒@71×180回×398人＝5,086,440円 （うちCその他：一般財源 86,440円） ④対象者＝中学校1校の生徒保護者（教職員は含まない）	R8.4	R8.4
5	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	児童生徒援護（通学費補助）事業（R7補正・物価高騰対策）	①児童生徒の通学定期券及び回数券の価格上昇分の補助金に交付金を充てることにより、保護者に経費負担を強いること無くし、当該世帯の家計負担軽減と児童生徒の通学の安全・利便性を確保する。 ②児童・生徒通学費補助金（定期券・回数券分） ③通学定期券（3ヶ月WD料金）改定率8.6%（R5.12改訂4,640円⇒5,040円） 回数券（初乗り運賃）改定率17.6%（R5.12改訂170円⇒200円） R8高騰分＝R8支給予定額－（R8支給予定額／（1＋値上げ率）） 生徒定期券補助 26,076,640－（26,076,640／1.086）＝2,065,001円 児童定期券補助 1,500,000－（1,500,000／1.086）＝118,785円 生徒（自転車）回数券 2,768,600－（2,768,600／1.176）＝414,348円 計 2,598,134円 （うちCその他：一般財源198,134円） ④対象者＝市内小学校3校、中学校1校の児童・生徒保護者	R8.4	R9.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	下田認定こども園電気料（R7補正・物価高騰対策）	①認定こども園に係るエネルギー価格上昇分の経費負担に交付金を充当しその軽減を図ることにより、園児の保育環境の快適性維持を図る。 ②光熱水費 ③R7@33.62円-R3@23.46円＝10.16円 @10.16円×102,000kwh＝1,036,320円 （うちCその他：一般財源 36,320円） ④下田認定こども園	R8.4	R9.3

7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	認定こども園膳材料費（R7補正・物価高騰対策）	①物価高騰により生活不安を感じている保護者を支援するとともに、園児への給食の質を保つことを目的とする。 ②膳材料費のうち、物価上昇の影響を受けた部分への交付金充当 ③下田認定こども園 ・保育園部 R7単価295円－R3単価238円＝57円 @57×288回×園児110人＝1,805,760円 ・幼稚園部 R7単価201円－R3単価190円＝11円 @11×187回×園児12人＝24,684円 合計 1,830,444円 （うちCその他：一般財源 30,444円） ④対象者＝下田認定こども園の園児保護者（教職員は含まない）	R8.4	R9.3
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生通学費補助事業（R7補正・物価高騰対策）	①物価高騰により影響を受けている高校生がいる世帯を支援するため、高校生の通学に係る定期券購入に対する補助金に交付金を充てることにより、当該世帯の家計負担軽減と児童生徒の通学の安全・利便性を確保する。 ②高校生の通学費補助金（定期券・回数券分） ③電車、路線バス等の公共交通機関に係る通学定期代 控除額5,000円／月、補助上限60,000円／年 - 市内高校通学者 216人 補助率20% 4,000,000円 - 賀茂郡内高校通学者 128人 補助率15% 4,000,000円 - 賀茂郡外高校通学者 27人 補助率10% 1,000,000円 合計 9,000,000円 （うちCその他：一般財源 0円） ④対象者＝市内に住所を有する高校通学者の生徒保護者	R8.4	R9.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通事業者支援事業（R7補正・物価高騰対策）	①原油価格・物価高騰の状況を踏まえ、市内で運行している公共交通事業者の負担軽減を目的として、事業者が公共交通の運行を安定して行うための支援として実施する。 ②○公共交通の運行に係る燃料費の補助 ○利用促進のための利用券の配布 ③算出根拠 ○公共交通事業者補助金 <タクシー> ・令和7年度と令和2年度の燃料費の差×平均年間消費量×台数 ・15円×2,000l×45台＝1,350,000円 <バス> ・令和7年度と令和2年度の燃料価格の差×市内走行距離 ・11.28円×590,525km＝6,661,122円 <合計> 8,011,122円 ○利用促進のための利用券（バス、タクシー）の配布 @200円（バス初乗り運賃）×20,000枚＝4,000,000円 ○合計 12,011,122円 （うちC一般財源 11,122円） ④市内公共交通事業者 バス1社、タクシー3社	R8.4	R9.3